

・介護職員等特定処遇改善加算についての情報公開

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

<p>【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他の区分」で、それぞれ1つ以上取り組んでいること ・ 賃金以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

上記の要件に基づき、当法人における賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表いたします。

職場環境要件の提示について

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得支援制度を導入し、介護職員初任者研修及び介護職員実務者研修の受講費用を全額貸与、また、喀痰吸引の第2号研修の受講費用を全額補助により、職員が研修等を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	新規採用及び中途採用の介護職員に対して、専任の育成担当者が個々の介護職員の能力等に応じた指導を行う。 年次健康診断・ストレスチェックを実施、全館禁煙
その他	非正規職員から正規職員への転換 職員の増員による業務負担の軽減	非正規職員から正規職員への転換を奨励している。 業務の切り分けを行い、積極的にパート職員を採用し負担を軽減している。

当法人の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定状況

事業所名	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
特別養護老人ホーム大井川睦園	Ⅰ	Ⅰ
大井川睦園ショートステイ	Ⅰ	Ⅱ
大井川睦園ケアハウス	Ⅰ	Ⅰ
大井川睦園デイサービスセンター	Ⅰ	Ⅱ